

奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局規程(案)

平成22年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約(以下「規約」という。)第8条の規定に基づき、奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

2 事務局長は、奈良県道路環境課長をもって充てる。

3 事務局次長は、奈良市都市交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、奈良県道路環境課及び奈良市都市交通政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局次長は、奈良市のみに関する事項及び奈良市のみが負担する負担金を財源とする事項について、事務局長は、それ以外の事項について、それぞれ次の各号に掲げる事項を専決することができるものとする。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること

(3) 物品及び現金の出納に関すること

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、奈良県又は奈良市においてそれぞれ定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、その名称、形状、書体、寸法、用途、個数、保管場所及び管理者は、別表のとおりとする。

2 前項の公印の保管は、事務局長及び事務局次長がそれぞれ行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	保管場所 (管理者)				
奈良中心市 街地公共交 通活性化協 議会 会長之印	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>議 会 会 長 之 印</td> <td>通 活 性 化 協</td> <td>街 地 公 共 交</td> <td>奈 良 中 心 市</td> </tr> </table>	議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市	楷書	21×21	会長名をも って発する 文書	2	奈良県道路環 境課 (事務局長) 奈良市都市交 通政策課 (事務局次長)
議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市							